

二酸化炭素消火設備を 設置している建物関係者の皆様へ

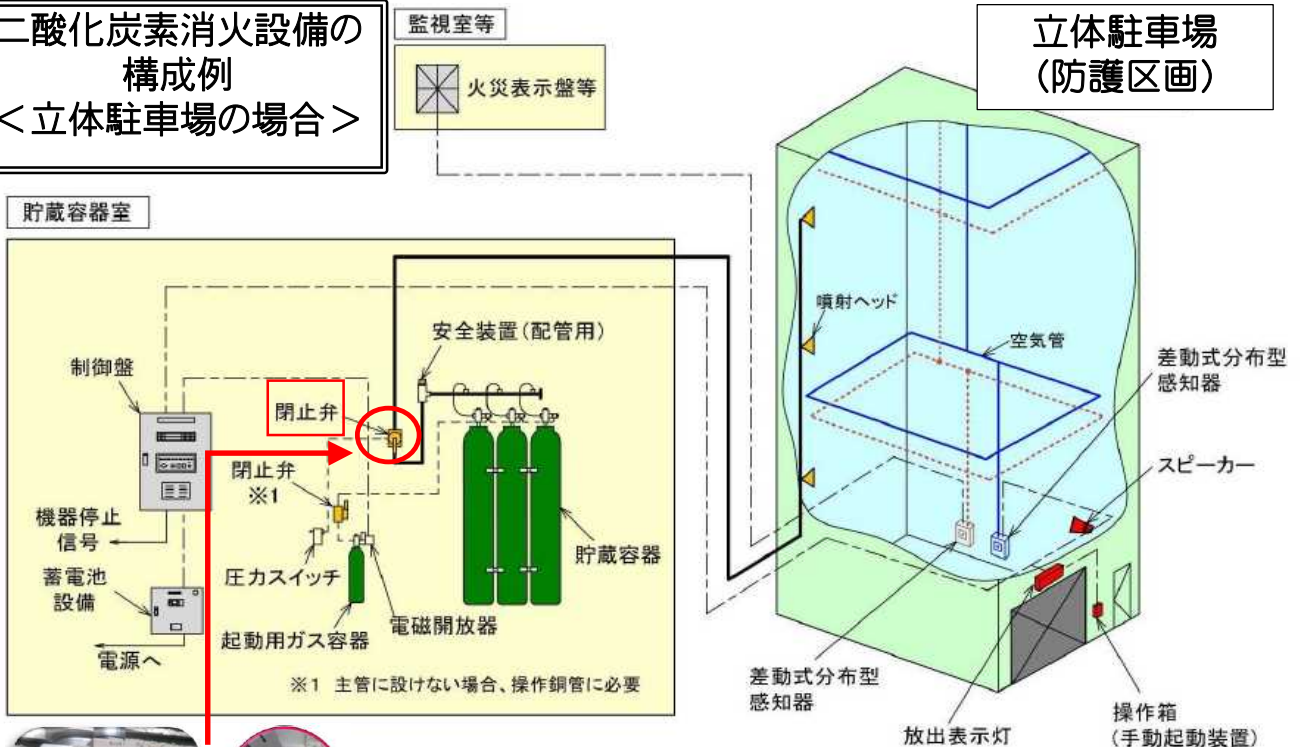
二酸化炭素消火設備に 閉止弁の設置が必要となりました！

全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、消防法令が改正されました。

安全対策の措置のひとつとして、基準に適合した閉止弁の設置が義務化されました。

既に設置されている全域放出方式の二酸化炭素消火設備にも閉止弁の設置が必要です(令和6年3月31日まで)。

二酸化炭素消火設備の
構成例
<立体駐車場の場合>



閉止弁とは、消火剤を放射するための配管を閉止するための弁だよ



旭川市消防本部

旭川消防マスコット
ホットくん

閉止弁の基準と主な二酸化炭素消火設備に係る 改正法令の公布・施行スケジュール








【閉止弁の基準】

閉止弁は、**消防庁長官が定める基準**に適合するものを設けなければなりません。
構造及び機能、材質、耐圧試験、気密試験、作動試験、等価管長並びに表示について定められています。

【既存の閉止弁】

既に設けられている閉止弁で、以下の**3つの基準**を満たすものは、上記**基準に適合するもの**とみなします。

- ・ 直接操作する部分に、操作の方向または開閉位置が表示されているもの
- ・ 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨が表示されているもの
- ・ 直接操作または遠隔操作した場合に、確実に開閉するもの

年月		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		公布(9/14)	施行(4/1)	(4/1)
既存設備	①閉止弁の設置	 <p>以下のすべての規定に適合するものは、告示に適合するものとみなす。 ・操作の方向または開閉位置が表示されている。 ・常時開放、点検時閉止する旨が表示されている。 ・直接操作または遠隔操作で確実に開閉する。</p>	 <p>以下の規定に適合しなくても告示に適合するものとみなす。 ・開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられている。 ・閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられる。 ・開放の状態での開放の旨が信号で発せられる。</p>	
	②有資格者(※1)による点検、標識の設置、維持に関する基準(※2)			
	③その他 ・起動用ガス容器の設置 ・自動式の起動装置の場合のAND回路等	既存設備に対する義務化(遡及適用)なし		
新設設備	①, ②, ③の全て			

※1 第3類の消防設備士または第1種の消防設備点検資格者

※2 防護区内立入り時の閉止弁の閉止等、消火剤放出時の立入り制限、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け

問い合わせ先 旭川市消防本部予防指導課

住所 〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市役所第2庁舎2階

電話 0166-25-1123 FAX 0166-23-9966

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く。)